

答弁書第九号

内閣参質一七三第九号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員草川昭三君提出平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員草川昭三君提出平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「一般会計と特別会計を合わせた二百七兆円」の算出方法は、平成二十一年度当初予算における一般会計歳出予算総額約八十九兆円と特別会計歳出予算総額約三百五十五兆円の合計額から会計間及び勘定間の重複額約百四十六兆円並びに国債整理基金特別会計における借換償還額約九十一兆円を控除した額である。また、二百七兆円の主要経費別の主な内訳は、国債費約七十九兆円、社会保障関係費約六十九兆円、地方交付税交付金約十六兆円、財政投融資資金への繰入れ約十兆円、その他約三十一兆円となっている。

二について

平成二十二年度予算編成に当たっては、平成二十一年九月二十九日に閣議決定された「平成二十二年度予算編成の方針について」（以下「予算編成の方針」という。）において、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直すこととしている。

三について

予算編成の方針においては、「ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していく」こととしている。

この方針の下、新規施策を実現するため、すべての予算を組み替え、新たな財源を生み出すこととしているが、これらは今後の予算編成過程において取り組んでいくものであり、現時点において、お尋ねの「無駄遣いを「根絶する」とはいかなる状況をもって公約を達成したと判断するのか」について、お答えすることは困難である。

四について

平成二十一年度第一次補正予算については、政権交代を受けて、不要不急の事業を停止するという考え方に沿って見直しを行ったものであり、お尋ねの「「無駄遣い」と判断した事業と金額」、「「無駄遣いと判断しなかった事業」の名称と金額」等について、お答えすることは困難である。